



元 答 申 第 1 号
令和2年2月26日

小豆地区広域行政事務組合
管理者 松本 篤 様

小豆地区広域行政事務組合
情報公開・行政不服審査会
会 長 池 本 隆 一

小豆地区広域行政事務組合情報公開条例第13条の規定に基づく
諮問に対する答申

令和元年12月23日付けで諮問のありました次の件について、別紙のとおり答申
します。

小豆地区広域行政事務組合管理者あてに提出された令和元年12月8日付け審査
請求についての諮問

別紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 令和元年11月15日付けで、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、小豆地区広域行政事務組合（以下「実施機関」という。）に対して小豆地区広域行政事務組合情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。
 - 1 旧土庄中央病院の非常用発電機PG-57LX-ROSが土庄町○○○
○○ ホテル○○○○○○内に設置されていること分かる書類。
- (2) 実施機関は、令和元年11月25日付けで、この公開請求に対し、情報非公開決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として令和元年12月8日付け（同9日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について令和元年12月23日付けで審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、「小豆地区広域行政事務組合情報公開条例」の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件非公開処分を取り消し、全部開示をする必要がある。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 本件で公開請求の対象とされた情報（以下「本件情報」という。）については、該当する行政文書が存在しないため非公開処分としたものであり、違法な

点は何ら存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように圏域住民の情報の公開を求める権利を明らかにし、圏域住民の広域行政に対する理解と信頼を深め、もって広域行政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件対象情報の内容について

本公開請求は「旧土庄中央病院の非常用発電機PG-57LX-ROSが土庄町〇〇〇〇〇〇 ホテル〇〇〇〇〇〇内に設置されていること分かる書類。」の情報公開を求めたものである。

実施機関は、「情報公開請求に該当する行政書類は存在しない。」として情報非公開決定とした。

3 具体的な判断

(1) 情報公開の内容について

本件対象情報は、ホテル〇〇〇〇〇〇内に設置されている非常用発電機PG-57LX-ROSであり、特定の発電設備を指定している。

(2) 非常用発電機PG-57LX-ROSがホテル〇〇〇〇〇〇内に設置されていることが分かる書類について

実施機関に対し、小豆島西消防署が保管するホテル〇〇〇〇〇〇の消防用設備に関連する書類を過去3年分提出させた。「立入検査結果通知書」4部、「消防用設備等点検結果報告書」1部を調査したが、該当する書類は認められない。令和元年11月15日付け、「立入検査結果通知書」にある改善を要する事項欄に「発電設備の設置届を提出すること」と記載があるが、ホテル〇〇〇〇〇〇から発電設備の設置届は提出されていない。

(3) 実施機関が本件対象情報を非公開としたことについて

請求人が情報公開を求めた対象は、ホテル〇〇〇〇〇〇内に設置されている非常用発電機PG-57LX-ROSと指定しており、これに該当する書類は存在しない。存在しない書類を公開することはできないので、実施機関が本件対象情報を非公開としたことは妥当である。

(4) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。